

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、湯沢雄勝土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第19項の規定に基づき、公告する。

令和7年12月26日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 退任理事の住所及び氏名
湯沢市山田字樋ノ口45番地

加 藤 和 彦